

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 31 年 4 月 12 日  
関係府省庁申合せ

1. 平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法改革を政府を挙げて推進する」、ことが盛り込まれているところである。

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続 IT 化、知財紛争における既存の ADR 機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼法務省大臣官房付 内閣官房日本経済再生総合事務局次長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省大臣官房司法法制部長 法務省民事局長 外務省経済局長 文化庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 特許庁長官
オブザーバー	最高裁判所事務総局総務局長 日本弁護士連合会副会長

3. 連絡会議は、必要に応じ幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、法務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の構成員の追加について

〔令和元年6月14日  
民事司法制度改革推進に関する  
関係府省庁連絡会議議長決定〕

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成31年4月12日関係府省庁申合せ）第2項の規定に基づき、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の構成員に消費者庁次長を加え、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の構成を以下のとおりとする。

議	長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
副	議	内閣官房副長官補（内政担当）
構	成	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼法務省大臣官房付 内閣官房日本経済再生総合事務局次長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 消費者庁次長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省大臣官房司法法制部長 法務省民事局長 外務省経済局長 文化庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 特許庁長官
オブ	ザー	最高裁判所事務総局総務局長 日本弁護士連合会副会長

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会の  
構成員の官職の指定について

平成 31 年 4 月 12 日  
民事司法制度改革推進に関する  
関係府省庁連絡会議議長決定  
令和元年 6 月 14 日  
一 部 改 正

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成 31 年 4 月 12 日関係府省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼法務省大臣官房付
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	内閣官房日本経済再生総合事務局参事官
	内閣府知的財産戦略推進事務局参事官
	消費者庁消費者制度課長
	法務省大臣官房国際課長
	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	法務省民事局民事法制管理官
	外務省経済局政策課長
	文化庁著作権課長
	経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長
	特許庁総務部総務課法務調整官
オブザーバー	最高裁判所事務総局総務局第一課長
	日本弁護士連合会事務次長